別表第十四号の11中「第51条の11の２の５第３項」を「第51条の11の２の10第３項」に、「第103条の２第20項」を「第103条の２第23項」に改める。

別表第十五号中「別表第十五号」を「別表第十五号（第51条の12関係）(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)」に改める。

別表第十六号中「第103条の２第39項」を「第103条の２第42項」に、「同条第41項」を「同条第44項」に、「第103条の２第40項」を「第103条の２第43項」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第二条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第百三条の二第十二項各号」を「第百三条の二第十四項各号」に、「第十四条各号」を「第十三条各号」に改め、同条第二号中「第百三条の二第十三項第一号」を「第百三条の二第十五項第一号」に改める。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○財務省令第七十四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十二号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十二の三第十五項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十九第十一項及び第十二項中「第三十九条の三十二の三第十四項」を「第三十九条の三十二の三第十五項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の三第十二項」に改める。

附　則

この省令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から施行する。

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十三号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日　　文部科学大臣　下村　博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

二　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第七条第二号の規定は、なおその効力を有する。